

〔小林宮子議員登壇〕

小林宮子議員 私は、公明党議員団の一員として、一般質問をさせていただきます。4年前の初心を忘れず、新たな気持ちで、市民の皆様お一人お一人の声を大切にお届けできるよう頑張ってまいりますので、よろしく願い申し上げます。

まず初めに、ユニバーサルデザインについてお伺いいたします。単に交通バリアフリー法やハートビル法などのように、ハードの分野だけではなく、だれもが誇りを持って自立できる社会の実現を目指す心のユニバーサルデザインについてお伺いいたします。少子・高齢化が急速に進行し、社会のあらゆる面において深刻さが増しております。御案内のとおり、本市においては100歳以上の高齢者174名の方が、おめでたく、先日の敬老の日を迎えられました。高齢化率が5人に1人となり、今後20年以内には4人に1人が高齢者となることが予想されますし、団塊の世代の退職ももう目前です。このような変化や課題に対応していくには、障害者や高齢者が安心して生活できるように、施設や整備などのバリアフリー化を進めていくだけでなく、さらにその考え方を深めて、社会の制度や仕組みにおいても、障害のあるなしや年齢などに関係なく、たとえ独居高齢者となられても、一人一人がそれぞれ対等な社会の一員として自立し、人格を尊重し、支え合う社会、つまりユニバーサル社会の実現を目指し、支え合っていかなければならないと思います。さて、バリアフリーとユニバーサルデザインという言葉の違いは何でしょうか。私は、ユニバーサルデザインの先進都市である静岡県浜松市で学習させていただきました。例えば、車いすを利用されている方のために、階段に車いす専用の昇降機を設置すること、つまり、町や社会にあるバリアを排除するのがバリアフリーであるのに対し、車いす利用者だけでなく、ベビーカーや重たい荷物を持った人にも使えるようなエレベーターを設置しておく、つまり、初めからすべての人に対してバリアをつくらぬような配慮をすることがユニバーサルデザインであると言えます。では、今なぜユニバーサルデザインなのでしょう。それは、これまでは健康な人を基準として、物事が計画されてきましたが、急速な少子・高齢化や国際化、ノーマライゼーションの意識などの要素が加わり、必然的に生まれてきた人への優しさ、配慮の心、それがユニバーサルデザインなのです。浜松市は、平成12年、都市計画課にユニバーサルデザイン室を設置し、翌13年にユニバーサルの頭文字Uと、優しいという漢字の優をとって「U・優プラン」と題したユニバーサルデザイン計画を策定しました。この「U・優プラン」の基本理念は、思いやりの心が結ぶ優しい町であり、それを実現するために、1、心やさしいひとづくり、2、市民が自立できる社会づくり、3、歩きたくなる安心・安全なまち、4、利用したくなる施設づくり、5、使ってみたくなるものづくりを着実に推進していこうというものでした。さらに、浜松市は、平成14年、「U・優プラン」を広く普及させ、より実現力あるものとするために、ユニバーサルデザイン条例を制定したのです。この条例によると、ユニバーサルデザインの定義を、年齢、性別、国籍等人々が持つさまざまな特性や違いを超えて、すべての人に配慮して、心豊かな暮らしづくりを行っていこうとする考え方とし、この条例によって、すべての人がお互いの立場を理解し、尊重し合い、さらに市民、事業者や市が協働して、思いやりの心が結ぶ優しい町の実現を図ることを目指しているのです。また、この条例では、市民、事業者や市の役割や教育における取り組みを定め、確実なる成果を上げています。浜松市の町の中には、優しさが見かけられました。駐車場には、障害のある方のためのスペース表示は、車いすマークではなく、思いやりスペースと表示し、障害者、妊婦さん、ベビーカーや車いす使用者など、普通の駐車幅では利用しづらい人がだれでも利用できる配慮をしていました。歩道上の花壇は、地面上ではなく、車いすの方でも楽しめる高さに設置されていました。特に、小学生のときから、市職員手づくりのクイズやパズルなど、さまざまな啓発パンフレットを作成し、市職員がいつでも学校等に出向いて、ともに楽しみながら考える姿勢には大変感動をいたしました。このように、ユニバーサルデザインは、行政のさまざまな施策を推進していく上でも、重要な視点の一つであり、避けては通

れない考え方であると思います。そこで、お伺いいたします。まず1番目に、自宅から徒歩、自転車などで行ける範囲に、日常生活の諸機能が集約された安心、快適の歩いて暮らせる生活圏を、ユニバーサルデザインの視点を持って推進する必要があると思いますが、いかがでしょうか。第2に、ユニバーサルデザインについては、その歴史もまだまだ浅く、正しく市民の皆様方に浸透されているとは言いがたい現状です。ユニバーサルデザインに対する意識啓発のための出前講座、リーダー養成講座あるいはユニバーサルデザインフェアや職員研修等を実施するなど、心のユニバーサルデザインを積極的に推進していくべきと思いますが、いかがでしょうか。また、学校教育、社会教育などの教育の分野においても、バリアフリー体験学習などにとどまることなく、ユニバーサルデザインの考え方の啓発を行うなど、心優しい人づくりを推進していくべきと思いますが、いかがでしょうか。第3に、市役所の中においても、全庁を横断的に取りまとめるユニバーサルデザインを専門に担当する組織、ワーキングチームを早急に立ち上げ、市のすべての施策にユニバーサルデザインの視点を取り入れていくべきと思いますが、いかがでしょうか。第4に、ユニバーサルデザインとは、一人一人の心を育て、町をつくり、社会を築くための重要な視点だと思います。もちろん本市の「憧れ 誇り 日本一のまち 松山」をつくっていくのだという第5次松山市総合計画や松山市地域福祉計画の一層の推進をお願いするところではございますが、その考え方を一歩進めて、思いやりの心が結ぶ優しい町の実現のために、ユニバーサルデザイン条例を制定し、真の意味のユニバーサル社会の実現を目指すべきと思いますが、いかがでしょうか。そうすれば、「この街で」で一番似合うような町になると思われます。積極的な御意見をお聞かせください。

次に、内部障害者への理解と支援についてお伺いいたします。このマーク（付録187ページ参照）を皆さん御存じでしょうか。愛知万博に行かれた方は目にしたかかもしれませんが、これはハート・プラスマークでございます。内部障害者の団体が、内部障害、内臓疾患を示すマークとして作成した啓発マークです。ハートの思いやりの心を加えるという意味のプラスをデザインしたものです。内部障害者とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、HIVによる免疫機能の障害によって、身体障害者手帳の交付を受けた人を言います。本市でも、身体障害者手帳を持っている方が、平成17年4月次には、1万7,876人、そのうち27.5%の4,917人の方が内部障害者です。身体障害者の4人に1人を占めています。ところが、内部障害者は、車いすやつえを使っている人とは異なって、外見からはわからない、見えない障害であることから、社会的認知が低く、その言葉すら知られていないのが実情です。このために、社会の無理解の中で、困難なことが多々あります。私のところにも、このような相談がありました。スーパーや病院で、障害者用の駐車スペースに自動車をとめづらい、疲れたので、電車やバスなどの優先席に座ると、周囲から冷たい目で見られて非常に気まずい思いをする、障害者用トイレも利用しづらい、何とか内部障害者であるということを知ってもらえるようにはならないでしょうかと。また、社会的に認知されていないため、職場では内部障害者であることが公表しづらく、無理をして体調を崩したり、休職したり、退職に至るケースも少なくないと伺っております。現在、高齢者、妊婦、身体障害者、子ども連れの方を対象としての絵文字の表示は、広く認知されておりますが、先ほどの内部障害者のハート・プラスマークは、ほとんどの方が認知しておりません。北側国土交通大臣も、障害者用の駐車スペースや公共交通機関のマークが、車いす利用者の専用と誤って認識されていることが多い。障害者団体の意見も聞きながら、表示方法などを検討したいと述べています。そこで、お尋ねいたします。松山市のホームページや広報紙や松山バリアフリーマップ、また、障害者福祉のしおりや障害者向けのさまざまな冊子でのハート・プラスマークの紹介と説明や市の窓口や催しのときに、ハート・プラスマークを表示板で掲示したりして、内部障害者への理解と啓発活動を行っていただきたいと思いますが、お考えをお伺いいたします。

次に、子育て支援についてお伺いいたします。今、出生率アップへさまざまな取り組みが求められています。47都道府県で最も低い出生率を示しているのは、統計上、初めて1.00を割った東京都の0.98ですが、その東京23区の中で、12年連続して最高の出生率を記録し続けているのが江戸川区の1.32です。江戸川区では、経済的な支援だけでなく、地域力でのサポートを重視しています。その一つが、区内73の全小学校で実施され、大好評を得ているすくすくスクールです。地域の人材を発掘し、将棋や折り紙、三味線や太鼓などの文化を児童に伝える場としても注目されており、ことし7月、東京都江戸川区の二之江第三小学校で、すくすくスクールの事業の視察をさせていただきました。私たちが訪れたとき、子どもたちは、ボランティアの方々とゲームや剣玉遊びをしていました。両親が共働きの子どもに限らず、すべての子どもが、放課後から夕方までの時間を楽しめる場をつくるすくすくスクールとは、学校の教室や校庭、体育館などで、1年生から6年生までの児童と一緒に遊んだり、サッカーなどで体を動かしたり、理科実験教室や読書などの学習活動など、さまざまな活動をするというもので、協力者として登録されている方は、多い学校で80人ほどにもなっております。夕方、子どもたちを自宅近くまで送りながら、協力者本人が帰宅することも少なくないそうで、映画「三丁目の夕日」のような人情あふれる地域のかかわりの中で、大人との触れ合いがあり、社会性を養うことができ、とても安心なことだと思います。また、この事業は、文部科学省の地域子ども教室推進事業と厚生労働省の放課後の児童対策事業、いわゆる学童クラブを一体化したものです。すくすくスクールは、登録制で、共働き家庭など留守家庭における児童を区が責任を持って預かる学童クラブと、各家庭がそれぞれの責任で随時利用する一般登録があります。区内の全児童3万7,875人のうち、学童クラブに4,419人、一般登録に2万2,025人が登録しておりました。事業費用をお尋ねしたところ、4,419人登録の学童クラブ事業費は、約13億円から14億円、これに対し、2万2,025人登録のすくすくスクールは、約19億円となっておりますが、概算で1人にかかる経費は、約4分の1であることから評価できる事業だと思います。この二之江第三小学校では、平成16年のスタート前までは、空き教室もなく、敷地が狭いことから、学童クラブは、隣接小学校の敷地を借りて建てられていましたが、校長先生の英断と区担当者の熱意で、すくすくスクール事業の開設に伴い、玄関と1階階段フロア部分を改造し、学童クラブの部屋をつくりました。松山市では、補正予算に、八坂小学校の児童クラブ新築事業費を計上しています。全児童数138名中、1年生から3年生までの児童は66名、そのうち21名が児童クラブに通っていますが、教室の活用は図られなかったのか、少々残念に思っております。また、この小学校では、放課後、授業やクラブ活動の妨げにならない時間帯に、教室や校庭、図書館を自由に活用しています。校長先生の「地域で子どもを育てるという意識があれば、学校も地域の組織の一部ですから、学校の開放を図ることができる」との言葉は、すばらしく、心に残っております。私は、子どもたちが、地域社会の中で、伸び伸びとはぐくまれるような環境を整えることが、子どもたちの安全、安心のために最も重要であると考えておりますが、今回の視察を通して、改めて家庭、地域、学校が一体となって取り組むことの必要性を痛感いたしました。ことし5月、文科省と厚労省は、安全、安心な子どもの居場所づくりを進めるため、2004年度から今年度までの3カ年事業としてスタートした文科省の地域子ども教室と、厚労省が実施してきた全国に1万5,000カ所、登録児童数は約65万人の学童保育への支援事業を一体化する、仮称放課後子どもプランに取り組み、具体的には、来年度予算の概算要求までに両省間で検討するが、2007年度中に、全国すべての小学校区約2万3,000カ所で空き教室などを利用してスタートさせる方針を発表いたしました。そこで、お伺いいたします。第1に、松山市では、時間延長や障害児の受け入れ等、大変内容も充実しておりますが、相変わらず希望者増に伴い、待機児童もふえております。すくすくスクールは、学童保育に比べ、1、地域の人材を積極的に活用することにより、地域ぐるみでより子どもの安全を確保できる、2、対象年齢が幅広い、3、費用対効果の観点からも評価

できること等からも、事業の実施が急がれますが、設置のお考えをお示してください。第2に、基本的には、教育委員会が主導し、福祉部局との連携のもと、実効性のある放課後対策にしていくべきであり、学校の協力が不可欠と思います。その上で実施については、全小学校の校舎を開放すべきと思いますが、教育委員会のお考えをお教えてください。また、江戸川区では、公立保育所では、ゼロ歳児保育を行わず、保護者の方が働いていたり、病気などにより家庭での養育が困難な場合など、保護者にかわって有資格者など、区が認定した約200人の保育ママの自宅で行う保育ママ制度があります。松山市シルバー人材センターでは、集団保育ではなく、子どもに合わせた保育をしてほしいという場合に、子どもの生活拠点である自宅あるいは保育者の家でお世話をするばあばママサービスがありますが、余り知られていないようです。そこで、第3に、松山市におけるゼロ歳児の待機児童解消にもなりますし、そして何より、家庭的な環境の中で、愛情深くはぐくまれることは、将来の人間性を豊かにできるとの観点から、保育ママ制度事業も必要と思いますが、お考えをお示してください。

次に、松山市庁内託児施設についてお伺いいたします。我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが、健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策推進法が平成15年7月に施行されましたが、これは、一般企業事業主と国、地方公共団体の特定事業主それぞれが少子化対策に対する計画を立て、その計画に従って実行していきましょうという方針です。一般企業事業に当たる従業員301人以上の企業には、1、育児休業、2、託児所の設置、3、育児休業前の原職復帰、4、出産で離職した女性の再雇用などの育児支援行動計画を策定し、都道府県の労働局に提出することを義務づけております。なお、300人以下は、努力義務のようでございます。また、民間事業においては、厚生労働省のこの両立支援事業の事業所内託児施設設置費や運営費あるいは増築費、保育遊具等購入費の助成金を活用し、企業内保育所の設置が広がりを見せており、働きながら子育てを行う環境づくりが進んでいます。特定事業主における行動計画策定指針には、計画の策定事項の1つに、勤務環境の整備に関する事項が掲げられており、中でも庁内託児施設の設置について、小学校就学の始期に達するまでの子どもを育てる職員が利用することができる庁内託児施設の設置について検討を行った上で適切な対応を図ると規定されております。既に、福島県や岡山市で設置されております。都道府県で2番目となる宮城県では、9月補正予算案に、整備費140万円を計上し、2007年10月の開設を目指すこととなりました。本市においても、平成17年4月に策定された松山市特定事業主行動計画の中で、庁内託児施設について、他市の動向を踏まえ、財源や市民の理解、福祉行政としての先駆的な役割等のさまざまな要素を考慮し、近隣の事業所との連携も視野に入れ、十分に検討を行うとあります。まず、行政に携わる職員が、これらの課題を解決するために、率先して行動を起こしていかななくてはならないのではないのでしょうか。財政の厳しい中ではありますが、1、待機児童解消に一定貢献できる、2、県下の企業に先駆け、託児施設・保育室を設置することにより、民間企業の意識も高まり、企業内保育所などの施設がふえる可能性もあります。3、運営費は、受益者負担にする、だれにでも利用できるようにする、地域開放型にする、一時保育サービス事業等も行うなど、工夫を凝らせば、市民の皆さんの御理解をいただけるのではないのでしょうか。そこで、お伺いいたします。第1に、愛媛県内においては、病院での院内保育所は設置が進んでいますが、従業員301人以上の企業数、そしてそのうち一般事業主行動計画を策定し、愛媛労働局に提出している企業数及び事業所内保育所施設の設置数をお教えてください。第2に、松山市の9月1日現在の保育所待機児童数は、公立、私立合わせて296人です。庁内託児施設の設置は、待機児童解消の一助にもなりますし、行政が率先して行うべきと考えますが、お考えをお示してください。

次に、保健福祉施策についてお伺いいたします。まず初めに、介護保険について2点お伺いいたします。第1は、今回の介護保険制度改正による福祉用具レンタルサービスの利用制

限についてです。車いす、特殊寝台、認知症老人徘徊感知機器などについては、要支援1、2と要介護1の方については、身体の状態に照らして、一定の条件に当てはまる場合を除き介護保険での保険給付が受けられなくなりました。このことにより、認知症老人徘徊感知機器については、松山市では、以前より、高齢福祉課で対応しておりますので、困ることはありませんが、特殊寝台、いわゆる電動ベッド利用者で困っておられる方々がいます。身体障害者手帳を持っている方については利用制度がありますが、人工関節で日常的に困難さが見受けられない方や内部疾患障害などの方は該当にならないため、自費で費用を払うことになって困っております。このような方々への助成制度の御所見をお示してください。第2に、現在、本市では、介護保険サービスの住宅改修費と福祉用具購入費については、低所得者の方には受領委任払いの制度を設けていますが、利用に当たっては、事前に介護保険課に届け、確認申請をしているのですから、いわゆる所得制限を設けなくて、全員に受領委任払いの制度を適用するお考えはないのか、お示してください。次に、平成16年度から実施しております社会福祉施設適正運営支援事業についてです。御案内のとおり、東京の特別養護老人ホームさくら苑で起きた入居者への虐待問題には、大変憤りを覚えております。松山市においては、社会福祉施設適正運営支援事業による社会福祉施設等の入所者への人権擁護や処遇改善及び施設職員の適正な処遇のみならず、感染症対策や防災対策などの指導も目的に入れた第三者評価を行い、虐待防止対策にも力を入れていただいておりますが、残念なことに、この事業は今年度までの事業となっております。介護保険においては、介護サービス情報の公表が、年収100万円以上の事業所に義務づけられましたが、該当しない児童施設や障害者施設など社会福祉施設については、この事業はぜひとも引き続き必要と思っておりますが、御所見をお示してください。次に、障害者自立支援法について2点お伺いいたします。10月からの障害者自立支援法の全面実施を前に、心身障害者や精神障害者の人の作業所の事業所から、多くの不安の声が上がってきています。事業所に支払われる報酬は、利用実績によるものとなることと、利用者は所得に応じた月額上限の設定はあるものの、定率負担が生じるために、作業所への通所を控える人が出てくるのではないかなど、事業収入の大幅な減収により、運営が厳しくなるというものです。特に、重度障害者を受け入れた場合の報酬見直しや報酬が日割り計算になったことによる収入の激変などが懸念されております。その結果、小規模作業所の運営が困難になり、閉鎖される作業所も予想され、通所者の利用者負担の軽減と施設の安定的な事業運営への配慮が求められております。私のところにも、このような不安とともに、10月以降の負担がどの程度になるのかとても心配ですとの御相談があります。このような中、公明党は、現場の視察や障害者団体などから要望や意見を伺い、8月14日、川崎厚生労働相に対し、障害児を育てる世帯は、比較的若い世代が多く、収入も決して多くはないことから、一般の子育て中の家庭の負担との公平性の観点からとして軽減を求め、緊急要望をいたしました。その結果、25日に、利用者負担の軽減と施設運営の安定化のための追加措置が示されました。それによると、負担については、1、通所施設に通う未就学障害児の負担を保育所の保育料程度にする、2、入所施設の障害児で、市町村税2万円未満世帯の負担軽減の2点です。具体的に言いますと、通所施設利用者では、市町村民税非課税世帯で月1万2,600円から9,040円に、市町村民税2万円未満世帯で月2万8,700円から2万500円に軽減、また、入所施設利用者の場合、市町村民税2万円未満世帯では月4万5,000円から1万9,600円に軽減されます。このように、これからも見直しや検討が次々と重ねられると思われませんが、本市としても、現状をしっかりと把握し、何らかの方針が必要かと思われれます。そこで、お伺いいたします。第1に、障害者自立支援法が施行されてから約6カ月が経過しましたが、本市における小規模作業所の現状と対策についてお示してください。第2に、今議会の補正予算に、障害者自立支援法の成立に伴い、障害者に創作活動や生産活動の機会等を提供し、社会等の交流の促進を図ることなどを目的に、2,616万7,000円が計上されておりますが、この事業の内容をお示してください。最後に、いよてつ高島屋7階にあるハー

トフルプラザ松山についてです。このハートフルプラザ松山には、17カ所の障害者施設、共同作業所がハートを込めてつくった商品を販売しており、私も利用させていただいていますが、年々すばらしい作品がふえています。ハートフルプラザ松山のこの5年間の活用状況、実績等をお教えてください。また、これからの事業計画もあわせてお教えてください。

最後に、特別支援教育についてお伺いいたします。近年、障害の重度、重複化に伴い、福祉、医療、労働などの関係機関との密接な連携による適切な対応や担当教員の専門性の向上など、多くの課題が指摘されています。また、発達障害による生活、学習の面で特別な教育的支援を必要とされる児童生徒数が約6%の割合を示し、適切な支援が求められることから、平成17年、発達障害者支援法が施行され、発達障害児とその家族への支援体制づくりが求められ、いよいよ明年4月より全国で特別支援教育が始まります。松山市では、ほぼすべての小・中学校で、特別支援教育のための校内委員会の設置や調整役となるコーディネーターの配置を終えたと聞き及んでおりますが、体制整備の次には従来の特殊教育の枠を超えた障害児一人一人のニーズに応じて指導する特別支援教育が求められます。しかし、現場では、専門職不在や1人の専門職に偏り過ぎるため、スムーズに進んでいないのが現状ではないでしょうか。担当者任せでなく、学校の全職員による校内外での支援が急がれると思います。また、今後、専門的なノウハウを持つ養護学校などとの連携も取りながら、具体的な指導を図られることと思いますが、最終的には、養護学校などからの支援がなくても、小・中学校で適切な対応ができるようにすることが望まれております。保護者の皆様からは、本当に4月から実施していただけるのか不安だとの声が届いております。発達障害の子どもたちには、幼児期のかかわりが特に大切ですし、卒業後の自立支援生活のための就業も求められ、生涯にわたる支援が必要です。そこで、質問の第1に、軽度発達障害児への個別の指導計画の作成状況及びその作成率を小学校、中学校別にお示しください。また、今後の個別計画の作成率の目標をお示しください。第2に、医療、福祉、教育機関、保健所、社会福祉協議会、福祉事業団などの行政の垣根を越えた連携や幼稚園、保育所と学校と保護者、専門家との連携が急がれますが、そのワーキングチームの立ち上げは、どこを核にいつから始められるのでしょうか。第3に、各機関との適切な連絡調整はもちろんです。特に保護者と学校の窓口としての役割として、特別支援教育巡回相談員がキーポイントになってまいりますが、現在の相談員数及び今後の加配予定はあるのでしょうか、お考えをお示しください。第4に、きめ細やかな支援を行うため、学校においてコーディネーターとして自由に働くことのできる専門教員や支援員、また介助員の増員が必要と思われませんが、御所見をお伺いいたします。第5に、社会で自立するための就労支援についての連携は、どのように図られるのでしょうか、お伺いいたします。

私の質問は以上でございますが、市民の皆様により優しい御答弁をよろしくお伺いいたします。

宇野浩議長 これより、答弁を求めます。中村市長。

〔中村時広市長登壇〕

中村時広市長 小林議員に、私の方からは、ユニバーサルデザインについての御質問のうち、歩いて暮らせる生活圏における推進、意識啓発のための出前講座、リーダー養成講座、職員研修等での推進、市の施策への取り入れ、条例についてお答えいたします。

ユニバーサルデザインの考え方は、1980年代にアメリカのロナルド・メイスが、文化、言語の違いや老若男女といった差異、また障害、能力のいかに問わずに利用することができる施設、製品、情報の設計について正式に提唱したものであり、国際的に広がっている考え方であると認識いたしております。国におきましては、昨年7月、ユニバーサルデザイン政策大綱を定め、行政のさまざまな施策を推進していく上で重要な視点の一つであるとの考え方を示されたところであり、本年6月に、ハートビル法と交通バリアフリー法を廃止し、集約、発展させた高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が成立したところ

であります。本市におきましては、「憧れ 誇り 日本一のまち 松山」を将来像に掲げ、お年寄りや障害者にやさしい日本一のまちづくりや安全・安心・日本一のまちづくりを重点的な取り組みとして推進しており、ユニバーサルデザインの考え方は、本市が目指す都市像とも相通じるものであり、大切な視点であると思います。

そこで、お尋ねの歩いて暮らせる生活圏をユニバーサルデザインの視点を持って推進することについてであります。本市では、平成13年3月に、ユニバーサルデザインの視点も取り入れたコンパクトなまちづくりである、歩いて暮らせるまちづくり構想を策定し、この構想を具体的に実現するため、松山市交通バリアフリー基本構想や松山まちづくり交通計画などにより、既に松山市駅等、旅客の多い駅やロープウエー通り等においてバリアフリー化を行ってきたところであります。また、これにあわせて、事業者においても、国、県、市の協力のもと、計画に沿って低床電車及びノンステップバスの導入や外国語による案内、さらには実験的にバス停のナンバリング等を実施したところであります。このほか本市では、平成12年11月の本庁舎1階の総合窓口の開設に当たり、このとき初めてユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、市民の視点に立ったすべての人に優しい窓口づくりを目指し、わかりやすく便利なワンストップサービスを推進しており、好評を得ているところであります。また、歩行者用の案内板である松山道しるべマップを、主に市内中心部に設置しており、文字による案内に加え、ユニバーサルデザインに配慮した世界共通の絵記号を採用し、外国からのお客様などにも配慮するとともに、案内板の高さにおきましても、大人や子ども、車いすの方など、さまざまな目線を考慮したものとなっています。さらには、アクアパレットまつやまの建設に際しましては、幼児から高齢者までを対象とした各種プールを配置し、全プールにスロープを設置したことや、無料貸し出しの水中車いすでの出入りを可能としたこと、あわせて介護の必要な方のために家族更衣室を設置するなど、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れて建設させていただきました。

次に、市民の意識啓発のための出前講座やリーダー養成講座などにつきましては、各種イベントには手話通訳、要約筆記などを取り入れているところでありますが、今後におきましても、各イベント等を実施していく中で、御指摘の各種講座の開催等も視野に入れ検討していきたいと思っております。また、職員研修につきましては、担当部局の職員には、バリアフリー等の研修を行ってきましたが、今後さらに全職員を対象としたユニバーサルデザインの視点での研修も検討していきたいと思っております。

次に、市の施策にユニバーサルデザインの視点を取り入れることについてですが、まず、組織等の立ち上げにつきましては、本市では、政策立案型行政への転換を図るため、各部に政策課を配置し、部局間で横断的に取り組む業務につきましては、各部の政策課が連携を図りながら、その役割に応じた取り組みを行っていることから、企画政策課を中心に、各政策課を有効に活用していきたいと考えています。また、すべての施策への取り入れにつきましては、本市では、各種事業にこの考え方を配慮して取り組んできたところでありますが、今後におきましても、官民が一致協力して、ソフト、ハードの両面から、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進していきたいと考えています。

ユニバーサルデザイン条例の制定についてですけれども、これは国の法律とも密接に関連してまいりますので、その内容や他市の状況等を見きわめる中で、今後検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

その他の質問につきましては、関係理事者の方からお答えさせていただきますので、よろしくお願いたします。

宇野浩議長 渡部総務部長。

〔渡部 剛総務部長登壇〕

渡部剛総務部長 小林議員に、庁内託児施設の設置についてお答えいたします。

松山市におきましては、少子・高齢化対策の一環として、次世代育成支援対策推進法に基

づいて、特定事業主行動計画を策定し、子育てをしている職員が、仕事と育児を両立できる環境を整備するため、庁内託児施設の設置を検討事項としているところでございます。しかしながら、待機児童が解消されていない状況では、職員のためだけの託児施設を整備することにつきましては、まだまだ市民の理解が得られないと思われまして、地域開放型を視野に入れるとなりますと、庁内への設置につきましては、現状では庁舎が非常に狭隘化しており、保育室の条件に適應する市有施設の確保は困難な状況でございます。また、他に場所を求めて整備するには、相当の経費が必要となり、財政上も困難な状況であります。したがって、平成18年度から実施されます認定こども園制度などの新しい施策の取り組みの効果なども見ながら、庁内託児施設の設置の可能性について、検討を続けてまいりたいと考えております。

以上で、答弁を終わります。

宇野浩議長 武智保健福祉部長。

〔武智喜代徳保健福祉部長登壇〕

武智喜代徳保健福祉部長 小林議員に、介護保険制度についてお答えいたします。

まず、福祉用具の貸与につきましては、要介護者などの日常生活を支える用具として普及、定着しておりますが、その一方で、要介護度の軽い方に、車いすや特殊寝台が貸与されているなど、心身の状況から利用が想定しにくい福祉用具が給付される事例が見受けられることから、このたび国の介護保険制度の見直しの中で、予防給付の対象となる軽度の方などへの車いす、特殊寝台などの福祉用具の貸与は、原則給付の対象外とされたところでございます。また、保険給付の対象外となる福祉用具の貸与について、新たに助成制度を設けることは、介護保険制度の理念である自立支援の趣旨からも困難であると考えておりますが、介護度が軽度な人工関節の方や内部疾患の方などで、身体障害者手帳3級以下の方々につきましては、今後障害者支援策の中において検討してまいりたいと考えております。次に、受領委任払いの制度についてであります。介護サービスのうち、住宅改修費と福祉用具購入費につきましては、利用者が一たん全額を支払い、後で申請をして支給限度額の範囲内で9割相当額を市から払い戻しを受ける償還払いが原則となっております。しかし、一時に全額の費用を払うことが困難な方もおられますので、平成14年2月から、市民税非課税世帯の方に限定し、御協力をいただける工事業者や販売業者に、本市から直接9割相当額を支払う受領委任払い制度を独自に設けたところでございますが、所得制限を設けないようにすることにつきましては、他市の状況を調査するとともに、工事業者や販売業者の協力を得られるか、また、事務手続の軽減等が図られるかなど、さまざまな点について十分検討をしてまいりたいと考えております。

以上で、答弁を終わります。

宇野浩議長 白石社会福祉担当部長。

〔白石義秀社会福祉担当部長登壇〕

白石義秀社会福祉担当部長 小林議員に、ハート・プラスマークの啓発活動及び子育て支援の保育ママ事業の実施並びに庁内託児施設についてのうち、企業数など、また保健福祉施策のうち、社会福祉施設適正運営支援事業の継続、さらには、障害者自立支援法並びにハートフルプラザ松山の活用状況等についてお答えいたします。

まず、ハート・プラスマークを市のホームページ等で紹介することや内部障害者への啓発活動についてであります。全国的に使用されている障害者に関するマークは、車いすをデザインした国際障害者シンボルマークなど8種類となっております。その一つであるハート・プラスマークは、体に不自由があっても外見からはわからない内部障害、内部疾患の存在を明らかにし、社会の理解を深めるものでありますことから、広報まつやまや本市ホームページに加え、障害者福祉のしおりにも掲載することといたしております。また、リーフレットやポスターなどを制作し、市役所や各支所の窓口等での配布や掲示を初め、福祉関係

機関などにも活用を働きかけるとともに、小・中学校児童や企業を対象とした福祉体験学習事業や各種イベントで活用するなど、より多くの方々に内部障害者に対する理解を深めていただけるよう、今後とも普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、子育て支援についてのうち、保育ママ事業の実施についてであります。議員御指摘の江戸川区が実施している保育ママ制度は、区が認定した保育士などの自宅において、家庭的な雰囲気の中で乳児が保育される事業であると認識しておりますが、人材の確保や保育スペースなど、安全、安心を図る観点からの問題もありますことから、今後におきましては、待機児童解消も含め、総合的な子育て対策を進める中で研究してまいりたいと存じます。

次に、庁内託児施設についてのうち、愛媛県内の従業員301名以上の企業数、一般事業主行動計画を策定し、愛媛労働局に提出している企業数及び事業所内保育施設の設置数についてであります。厚生労働省によりますと、平成18年3月末現在、従業員301名以上の該当企業は127社で、そのうち行動計画の提出企業数は124社となっており、また、事業所内保育施設の設置数は、5月1日現在で29施設となっております。

次に、保健福祉施策についてのうち、社会福祉施設適正運営支援事業を継続することについてであります。児童養護施設、障害者施設につきましては、平成17年度から、プライバシーへの配慮や車いす介助時の安全面の確保など、利用者の視点で介護福祉士や介護支援専門員による巡回調査を14施設、延べ361回にわたり行ってまいりました。その結果、各施設において、入所者の処遇改善が図られ、施設の職員からも、サービスの提供について、改めて見直すことができたなどの評価を得ていることから、19年度以降においても、引き続き実施する方向で検討してまいりたいと考えております。

次に、障害者自立支援法についてのうち、まず、小規模作業所の現状と本市の取り組みについてであります。現在、運営補助を行っている身体、知的、精神障害者17作業所のうち、障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターへの移行を目指す作業所は11カ所となっております。また、移行を予定していない6作業所につきましては、今後も小規模作業所を運営していく方針であると聞き及んでおりますので、引き続き運営補助など、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。次に、補正予算の事業内容についてであります。住みなれた地域において創作的活動や生産活動の機会の提供などを行う地域活動支援センターの運営に対する補助事業1,449万円のほか、在宅の知的障害者や障害児の相談支援体制の整備や就労移行支援等の新事業体系に移行するための設備整備に対する補助事業を予定しております。

最後に、ハートフルプラザ松山についてであります。平成13年10月に開所し、既に5年が経過しつつありますが、手づくりクッキーなどの商品が好評を得ており、売り上げも平成14年度は1,394万円、15年度は1,238万円、16年度は1,240万円、17年度は1,190万円と、安定した実績となっております。また、このプラザで障害者が製作、製造した商品のみずから店頭で接客、販売することは、さらに就労意欲の向上や社会参画が図られ、障害者に対する理解や啓発の意義ある場と考えておりますので、今後とも積極的な活動ができるよう、支援してまいりたいと考えております。

以上で、答弁を終わります。

宇野浩議長 土居教育長。

〔土居貴美教育長登壇〕

土居貴美教育長 小林議員に、ユニバーサルデザインについてのうち、教育分野における推進及び子育て支援のうち、すくすくスクール及び特別支援教育についてお答えします。

まず、教育の分野で心優しい人づくりを推進することについてであります。学校教育では、小・中学校とともに、社会科の中で、ユニバーサルデザインについて学習するとともに、道徳などの授業においても、人を思いやる心や助け合う心の醸成に取り組んでおります。ま

た、社会教育では、公民館やPTA活動の中で、人権学習等を通じ、その実践や啓発に努めているところであり、今後におきましても、さまざまな教育活動の中で、さらに広い視野に立ってその普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、江戸川区のすくすくスクール及び学校開放につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。すくすくスクールは、放課後の小学校施設を活用し、地域住民が主体となって、児童が自由に学び、遊ぶ場として、そして、就労等により、放課後留守になる家庭の児童を預かる学童保育を併設した江戸川区独自の放課後対策事業と聞き及んでおります。また、この取り組みは、文部科学省と厚生労働省の連携事業として、現在国において制度の創設が検討されております放課後子どもプランと類似の事業と認識しております。そこで、本市でのすくすくスクールの設置につきましては、厳しい財政状況の中で、国の制度や財源を最大限活用することが有効であるとの観点から、放課後子どもプランの動向を注視するとともに、関係部署が十分に協議しながら、江戸川区等の先進事例も参考に、市民ニーズに応じたより効果的な放課後対策事業に取り組んでまいりたいと考えております。

また、小学校施設の活用につきましては、これまでも学校教室開放に関する規則に基づき、学童保育や地域住民に開放しておりますことから、今後におきましても、関係部署と連携、協力しながら、事業内容等を検討し、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、特別支援教育についてお答えいたします。まず、軽度発達障害児への個別の指導計画の作成率と目標についてであります。小・中学校での作成率は、本年8月の段階では、小学校では97%、中学校では86%となっております。作成ができていない学校においては、現在、専門機関等との連携を図りながら、整備しているところであります。今後新たに支援が必要と判断された児童・生徒についても、その都度作成し、きめ細かな支援をするよう、指導してまいりたいと考えております。

次に、関係機関等の連携についてであります。現在、障害福祉部門に設置しております発達支援関係機関連絡会や学校教育部門での就学指導委員会等で、福祉、医療、教育、行政関係者による幼児及び児童・生徒支援のための協議と連絡調整を行っております。今後におきましても、これらの組織を核にして、さらなる連携を図り、より効果的な支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、特別支援教育巡回相談員とコーディネーターとしての専門教師、支援員、介助員の増員についてであります。本市では、現在、教育委員会内に1名の特別支援教育指導員を配置し、各学校への訪問指導を行うとともに、各校1名のコーディネーターを教員の中から指名し、教育支援を進めているところであります。支援ニーズの多様化や相談支援の依頼が増加しておりますことから、特別支援教育指導員等の増員や教員の加配について、県に要望するなど、特別支援体制の充実を目指してまいりたいと考えております。また、就労支援の連携につきましては、障害のある子どもたちには、小学校入学当初から、将来の社会自立を目指した学習指導を進め、就労の段階においても、愛媛県障害者職業センターや愛媛県身体障害者センター等との連携を取りながら、適正な進路指導に努めております。今後とも、子どもたちの社会自立のため、関係機関との一層の連携を図ってまいりたいと考えております。

以上で、答弁を終わります。